

2025年2月25日

株主及び債権者各位

東京都港区芝五丁目26番16号
DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森本 卓

合併公告

当社及びDM三井製糖株式会社（住所：東京都港区芝五丁目26番16号、以下「DM三井製糖」といいます）は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、DM三井製糖を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うこととしました。これにより、効力発生日をもって、当社がDM三井製糖の権利義務全部を承継し、DM三井製糖は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

本合併について、当社は会社法第796条第2項、DM三井製糖は同第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

なお、当社はDM三井製糖の全株式を保有しておりますので、本合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

また、本合併の効力発生日付で、当社は、その商号を「DM三井製糖株式会社」に変更する予定です。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対の株主様は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨ご通知ください。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
当社：金融商品取引法による有価証券報告書を提出しています。
DM三井製糖：<https://www.msdm-hd.com/jp/>

以上